(会長)

これより、審議会を開催いたします。まず、京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況について、平成27年度分を事務局からの説明後、委員のみなさまからご意見をいただきたいので、どうぞよろしくお願いします。

(事務局)

資料1の1ページをご覧ください。数値目標を設定している事項一覧です。「1 放射性物質に対する食品安全監理体制の強化」、「2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大」、「3 監視・指導・検査の強化」、「4 安心・安全の基盤づくり」の、四つの柱です。施策は、48 項目について数値目標を設定して取り組み、ここでは、27 年度目標値と、それに対する実績をお示ししています。

資料2ページが、施策の実施状況をまとめたものです。合計欄のとおり、取り組み総数は48。 そのうち目標数値に対して達成率100%以上の取り組みが33項目、達成率80%以上の取組が42 項目でした。

達成率 100%以上の 33 項目は前年と同数で、達成率 80%以上の 42 項目は、前年より一つ増えましたが、全体としては、ほぼ前年並みの達成状況と考えております。四つの柱ごとの達成状況は、第一の柱は昨年と同様、第二の柱は、100%達成した項目が一つ増、第三の柱は 100%達成した項目が一つ減、第四の柱は昨年度同様であります。

3ページには26年度の実績を掲げておりますので、参考としてご覧ください。

4ページをお願いします。施策の実施状況について、主なものをリストアップしています。ただ今から、これらを中心に約半分程度について詳しく説明させていただきます。

資料5ページをお願いします。①の流通食品の放射性物質検査は、計画300検体に対して実績は計画どおりの300検体を検査し、すべて基準値以下でした。②の府内産農林水産物の放射性物質は、目標250検体に対して実績が212検体でした。この内訳は、府の試験研究機関で採取した府の主要な農作物が約150検体、その他の市町村独自の農作物が、残りの約60検体です。

市町村の独自の農作物は検査希望が少なくなっており、結果としてこのような検査点数となりま した。検査結果は、記載のとおりで結果はすべて不検出でした。

続きまして、資料9ページをお願いいたします。府民の関心の高いテーマについての講演会の 実施状況ですが、年間を通じて12回の講習会を行いました。内容については、昨年度4月に食品 表示法が制定されたこともあり、食品表示に関するテーマが多くなりましたが、その他の食品の 安心に係るテーマについても、府民からの要望により行いました。

続きまして資料 11 ページをお願いします。リスクコミュニケーションでございます。これにつきましては放射性物質をテーマにするものと、それ以外というものということで区分させていただいております。①につきましては、放射性物質以外のテーマということで、研究機関まで府民の

方に来ていただいて、農作物の栽培状況などを見ていただくリスクコミュニケーションと、出前語らいで農薬の安全使用をテーマに開催したものが合計 12 回です。②は放射性物質をテーマにしたもので、「ふくしまの今を語る人」を招いてのリスクコミュニケーションを、消費者団体と連携し2回開催しました。大学や会議でのリスクコミュニケーションは、放射性物質だけでなく、他のテーマも併せて実施し、合計 5 回の開催実績でございます。

資料 18ページをお願いいたします。きょうと食いく先生の認定でございます。本年度は29名の認定を行い、現在144名となっております。それらの方々に子どもたちなどへの講習に出かけていただいておりまして、子どもたちが食べ物に関心を持ち、これまで食べられなかったものが食べられるようになったり、自分も野菜を作ってみたいというような感想が寄せられて、食いく先生にとってもやりがいのある講座になっています。

資料 19 ページをお願いいたします。食の安心安全協働サポーターへのスキルアップ研修でございます。食の安心安全サポーターは食品表示について、ボランティアの立場で協力いただく方ですので、食品表示法の解説と、少しレベルアップして、事業者の立場で食品表示の作成実習を、新たに実施しました。開催回数は5回でございます。⑥をお願いいたします。府の施策、取り組みに対する消費者団体との意見交換会でございます。記載のとおり4回開催いたしました。一番下の※印のとおり、今までの団体だけではなくて、消費生活安全センターの協力を得て、今年度から特定非営利法人京都消費者契約ネットワーク、京都司法書士会など、新たな消費者団体にも呼びかけまして、幅広い団体との意見交換会を開催いたしました。

資料 24 ページをお願いいたします。②の水産物の関係で、貝毒プランクトンの監視でございます。貝毒の原因となるプランクトンの調査と併せまして、実際に毒の含有量の検査も併せて実施しましたが、特に問題はなく、安心安全が確保されています。

資料 25 ページをお願いいたします。食品の収去検査でございます。保健所の職員が販売店に出向きまして食品を収去し、基準値違反がないか、残留農薬や遺伝子組み換えなどの基準値違反がないかを検査しています。今年度、枝豆において農薬の残留基準をオーバーするものが1検体ありました。これにつきましては、農家での農薬の使用状況を調査しましたが、不適正な使用はなく、原因は確認できませんでした。引き続き、農薬の適正使用を農家に対し指導しているところでございます。

資料 27 ページをお願いいたします。無承認無許可医薬品の監視でございます。医薬品的な効能 効果を標榜する医薬品、医療機器等法の違反が疑われる不適正な広告など、いわゆる健康食品が 確認された場合につきまして、立入検査などにより実態把握し、必要があれば広告の削除などを 指導しています。27 年度につきましては、直接指導は2 件、他府県への通報は1 件でした。

資料 28 ページ、数値目標20をお願いいたします。事業者向け食品表示講習会の開催です。これにつきましては、消費者庁から講師を迎え開催したものが 1 件。府の職員が地域で開催する講習会が 5 件、合計 6 件開催しました。消費者庁からの講師による講習会につきましては、食品事業者、たとえば、豆腐屋さんとか、納豆製造業者さんとかにも参加いただき、189 名の参加で開催をしました。

資料 30 ページをお願いいたします。食品表示における科学的検査の実施ということで、表示されている内容に間違いがないかの確認の検査です。蜂蜜、袋詰精米、黒大豆という 3 品目について行いました。袋詰精米 11 検体のうち 2 検体につきましては精米事業者の品質管理が不十分という判断をいたしました。具体的には、一つの機械でいろんな品種を順番に製造、袋詰めしている場合につきまして、製品の切り替え時にしっかり機械内部を清掃しないと品種が混ざってしまう、いわゆる、コンタミネーションが原因だと思われる案件がありましたので、この案件につきましては品質の管理をしっかりするよう指導を行いました。その他については疑義なしという結果です。

資料 32 ページをお願いいたします。鳥インフルエンザの発生防止対策でございます。1000 羽以上の大規模な養鶏場について、年4回巡回指導を行っています。

資料 33 ページをお願いいたします。こちらは、1000 羽未満の小規模な鶏飼育者への啓発でございます。総戸数としては 648 戸ございますけれども、本格的な渡り鳥の飛来シーズンに入ります前の 9 月から 10 月に、すべての農家に立ち入り調査して必要な指導を行っております。

資料 36 ページをお願いいたします。ニワトリ以外の家畜疾病で、ウシとブタへの巡回指導を 208 戸に対して実施しました。これらにつきましては、法に基づく飼養衛生管理基準の遵守を指 導しております。これらを通じて安心、安全な畜産物生産に努めています。

資料 37 ページをお願いいたします。GAP 手法導入農家でございます。農業改良普及員や JA の 営農指導員に研修を実施し、GAP 指導者としての育成を行い、その指導者が産地や生産組織での 取り組みを支援することによって、農家での GAP の導入の推進を図っています。この結果、27 年 度は 1170 戸で GAP 手法の導入ができています。

資料 40 ページをお願いいたします。③農薬管理指導士でございます。農薬の安全使用を推進するリーダーとして農薬管理指導士を認定するため、養成講習会を毎年1回開催し、27年度は新規認定者が37名でした。この数値目標は累計になっており、実際には、防除業者の退職や引退のため、実数は793名ということで、人数は微増となっております。人が代わり、新しい人に頑張っていただいています。

資料 44 ページをお願いします。学校給食の調理場における基準として、学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準という基準がございます。その中で調理作業工程表と作業動線図を作成することが努力目標となっており、教育庁ですべての調理場についてこれを実施するということで取り組んでいます。現在 163 調理場に対して 138 調理場で実施済みです。

資料 45 ページをお願いします。畜産物の安心、安全対策の一つとして、鶏肉・鶏卵のトレーサビリティに取り組んでおります。その PR 活動を 14 回行いました。イベントや飲食店・青果店などでの情報発信を行ってきました。

資料 46 ページお願いします。きょうと信頼食品登録制度のワンランク上の品質管理プログラムの策定ということでございます。☆の上の、☆☆ランクの登録のためのプログラムを作るということで、25 年度から取り組んでおり、27 年度は新たに四つの基準を策定いたしました。☆☆ランク登録推進の取組と並行して、登録の可能性のある業種については、☆☆ランクの管理プログラ

ムの策定を進めています。

資料 48 ページの参考欄をご覧ください。この 47、48 ページについては、登録数をまとめたものです。27 年度末で☆クラスは 59 事業所、☆☆クラスは 5 事業所ということでございます。☆ ☆クラスにつきましては、今年度 2 事業所が登録できまして、5 となっております。☆クラスにつきましては、昨年の 60 のうち 2 事業所が☆☆クラスへ上がったのと、新規登録が一つということでございまして、59 となっております。信頼食品登録制度については、私どもも食品産業協会の協力を得ながら対応しているところです。数字には挙がっていませんが、現在、☆の登録希望が 7 事業者から挙がってきており、来年度の早いうちに登録をしていきたいと考えているところでございます。

資料 51 ページをお願いいたします。お米の関係で特別栽培米の栽培面積でございます。これは特別栽培米産地づくり事業などの実施により、必要な機械の導入を支援しながら、推進をしているところです。今年度は 1000 ヘクタールの目標に対して、1049 ヘクタールであり、目標を達成しています。報告は以上でございます。

(会長)

委員の皆さんからのご質問、ご意見ありましたら、お願いします。

(会長)

②の無承認無認可医薬品の監視の実績の数字ですが、目標が大体 1000 ぐらいで、26 年度実績が 1400 であるのに対し、27 年度は 1080 となっていますね。数字が一旦上がっていますが、これは実際にはそれほどなかったということですか。この数字の動きはどういう動きですか。

(事務局)

こちらの数字でございますけど、インターネット監視をしている数字でございまして、全体的 にこういうものが少なくなっているということで、その実績でございます。

(会長)

そうすると、次年度とのかかわりでいけば、そのまま1000ぐらいで目標は入れてあるのかな?

(事務局)

はい。

(会長)

わかりました。他に何かございますか。

(委員)

新計画との突合ができてないので恐縮ですが、数字がすべてではないのですが、例えば、10 ページの数値目標の⑥。これが、新計画に移っているかどうかわかりませんが、計画の伸び率に比べて実績の伸び率って低いですよね。効果的な取り組み方法について検討を行うと書いてあるんですが、具体的に計画に近づける効果的な取り組みって、どのようなものを考えておられるのか教えていただきたい。同じく 40 ページですね。これも計画の伸び率に比べて実績が少ない。これも具体的に何かお考えがあるようでしたら、教えてください。以上、2 点です。

(事務局)

はい。40ページの認定者数の関係でございます。これにつきましては、認定の数の設け方がどうかと思っておりまして、次年度では、新規登録総数ということで考えているところでございます。それから、広告チラシの関係につきましては、前回のこの会議で実態の把握、あるいは、事業者サイドでの意見を聞きたいということでアンケートを行いましたが、随分年度が経つ制度でございますので、事業者でも制度の趣旨が引き継がれてないことがわかりました。このため、新たな協力体制を作っていく必要があり、新たな計画では、資料ナンバー2の3ページで、食品関連事業者等と連携した食の安心・安全に関する情報提供という目標を設定しました。これは新規の目標ですが、旧計画の趣旨を踏まえており、数値目標の考え方にありますように、チラシに限定せず、店頭掲示物とか、ホームページに府のホームページの「食の安心・安全きょうと」のリンクを貼っていくなど、いろんな方法で協力体制を作っていきたいと考えています。

(会長)

よろしいですか。継続できないところもあったということで、実質的には横ばいであったということですね。ほかにご質問とか、ご意見ございますか。

(委員)

18ページの食いく先生のところで、

食育先生は、どんなところへ行ってらっしゃるのでしょうか。学校とかなのでしょうか。食いく先生はやはりものすごく皆さん期待をしていると思います。これは、無料で来ていただけるのでしょうか。最近、子ども食堂というのが問題になってきています。それこそ全国的にいろんな問題になってきています。これは、どちらかというと、貧困対策の一つとして出てきた問題かもしれないですが、実はもうだいぶ前から私も子どもの食堂というのは絶対必要というのが土曜や日曜日に親がいない家庭というのが必ず出てくるというので、だいぶ昔からこの子ども食堂、子ども食堂って言っていたのですが、最近やはり世論を受けて、少しやってみようかっていうような話がありますね。その中ではやはり決して日本だけではなくて、土日、お昼ご飯をみんなで一緒に食べましょうということとか、お昼ご飯だけになるかもしれないけれども、お昼ご飯を子どもたちにはどのようにして食べるかというようなことも食育として大事な視点だねということで、

こんな動きが私たちのところも出てきているのですね。ということは、ある意味で、食は提供しますと、これはもう私たちも含めて一緒にやれるのですけれども、そこに何らかのかたちで、それこそ食いく先生のようなかたちで来ていただけるとすごくうれしいし、そんないつでもっていうことはなくても、お昼ご飯、こんなふうにして食べるといいよねっていうようなかたちで、本当にお金だけ持たされた子どももいるだろうと思いますし、そんなところやっていただけるとうれしいなと思いますので、まあ、ちょっと期待しているんですけれども。そういうところには行ったことがないということなのでしょうか。

(事務局)

食いく先生の派遣数は、去年の数字で、108です。内訳は小中学校 67、大学 14、そのほか幼稚園、保育園、老人ホームにも行かせていただいています。ただ、今、委員もおっしゃいました子ども食堂等へは、今のところ実績としてはございません。派遣の費用ですが、要請いただく側の学校などにつきましては、基本的に無料ですが、食いく先生に食材を併せてお願いしますということであれば、ご相談をさせていただかなければならないということになります。144名の中には本当に様々な先生がいらっしゃいまして。子ども食堂とか、福祉の関係にも非常に造詣の深い方もいらっしゃいますので、今後、そのような方面での新たな展開になってくると思いますが、改めて相談をさせていただきたいと思います。

(委員)

無料で食いく先生をお呼びできるとして、府としては講師代を出していますか。

(事務局)

はい。今年度は無料でお願いをしておりましたが、来年からは京都府のほうからお金を出させていただくつもりでおります。

(委員)

はい。ぜひ来年度にそうなるよう、お願いしたいと思います。それから同じく数字に関して、 GAP のところですが。

(会長)

37ページです。

(委員)

目標実績とありますが、この目標は、新規に実践される方が、1000 名増えるというものなのか、 実践されている方の数を1年ずつ蓄積したものか、どちらですか。

(事務局)

累計になっています。

(委員)

累積ですから、順番に増えていって当然ですね。

(事務局)

産地としてまとまって取り組んで、その産地の中の農家戸数がこれだけということですので、 増えていくというかたちになります。

(委員)

辞める人はあまりいませんか。

(事務局)

やはり農業をリタイヤされる方がいらっしゃいますので、当然減る部分もあります。

(委員)

その辺の数字がわかりにくいですね。

(委員)

大きな表についている 17番の、農薬使用者に対する使用実態調査ですが、23年度からの数値があり、実績が 23年度 34から 24年度 275に大きく増えています。25年度からは 120で安定しているというか、同じ数字ですが。この増加には、どういう経緯がありましたか。それから、農作物を作る場合、農薬を使用されない場合もあると思うので、農薬使用者とは、出荷されている方という意味ととらえてよいでしょうか。基本的な質問で申し訳ないですが、どのような方を指し、どれぐらいの対象者がおられるのかということを教えていただきたい。それから、大きい4番の安心・安全の基盤づくりの中の、⑩農薬管理指導士の認定者数も増加の目標が立っています。実績は 27年度少し減っていますが。これは、先ほどの農薬使用者に対する使用実態調査と連動しているのでしょうか。お伺いします。

(事務局)

農薬使用者に対する実態調査ですが、23 年度の34 に対して、24 年度が275 と増えていますのは、24 年度からは行動計画に目標を挙げて、それに従って普及センターなどにより、一層、計画的、日常的に指導が行われたためです。農薬使用者は、農作物を出荷する目的で生産するため農薬を使用している方ということで、農協の部会や、それ以外の生産者のグループなどです。

(委員)

それでは、農薬管理指導士の認定者数と農薬使用者に対する実態調査の連動はいかがですか。

(事務局)

農薬使用者に対する実態調査は普及センターが行っていますので、農薬管理指導士とは連動しません。農薬管理指導士とは、生産者のグループ等の中で、責任を持って、農薬の適正使用について指導的な立場で頑張っていただく、JAの営農指導員の方などです。

(委員)

それでは、農薬使用者として、対象となる方は何人くらいですか。

(事務局)

センサスなどで、公表されている農業者ですので、2万とか、3万人という対象者数です。

(委員)

そういうことですね。

(事務局)

それらの方を念頭に、継続的に指導、調査をしています。

(委員)

無作為等でなく。

(事務局)

現場の指導機関である普及センターがJAと連携し、大事な作物、主要な集団やグループに対して、取り組んでいます。

(委員)

では、いま説明いただいたうえで、もう一つ質問があるのですが、そのモニタリングされる方が作っておられる農作物が、例えば、京野菜であるとか、そういう関連はありますか。

(事務局)

21ページの一番下のところに参考として挙げておりますように、これらの作物を作っているグループと理解いただければと思います。

(委員)

わかりました。だから、今は120で変わらず、なのですね。

(事務局)

はい。現計画では120ということにさせていただいています。

(委員)

なぜこのようなことを聞いたかというと、生協では、例えば、農薬に関する学習会があり、それを受けられる組合員さんに、市場流通している野菜に関しては、ちゃんと検査されていると理解していただくのですが、道の駅や直売所等に直に持ち込まれるところについて、不安な声を聞いたことがあります。その検査はどうなっているのかと質問があった場合に、なかなかそういう情報がなかったものですから。そういう枠というか、自分で農作物作って、道の駅なんかに直接持ち込んでおられる方は、この対象になるのかなと思ったもので、質問させていただきました。その辺もお聞きできたらうれしいのですが、勉強のために。

(事務局)

この審議会でも何回かそういう意見をいただいておりますので、このような調査には当然、道の駅や直売所に直接持ち込む方も対象にしておりますし、今後指導、調査も強化したいと考えており、具体的な方法を検討しているところです。

(委員)

ただ昨今、やっぱり高齢化で、作物を作られる方も減っていると聞いています。なので、厳しくするのと、うまく生産者の後継者を作って継続させることの、兼ね合いというんですかね。消費者は、作っていただく方にはいつまでも継続していただいきたいという思いや、安心なものを買いたいというのもあって、スパっと割り切れないものがあるんですけれども。そういう消費者からのご意見とかは、例えばパブコメなどでなかったのかなということもお伺いしたいです。

(事務局)

今の府内には、いわゆる直売所、農産物直売所、京都市内の振売も含めてですが、480 ぐらいございます。個人でやっておられる方もあるんですが。それらを対象に毎年調査しています。一部未回答の方もおられますが、大体50 億程度の農産物がそこで売られています。もちろんその中には、農協系の直売所も含めてはおります。今、委員がおっしゃいました小さい、それこそ、おじいちゃん、おばあちゃんがだしているような直売所は大丈夫なのかというご意見は、しょっちゅう聞かせていただいています。そこで、実は来年度から、そういう直売所を対象に、直売所で売られているものの残留農薬などを調べる事業を、実は作りました。これは自発的にということに

はなるんですけれども、補助率3分の2という補助にさせていただいています。すべての直売所がすぐにということにはならないかもわかりませんけれども、一般的に直売所が新鮮でおいしいという消費者の方の認識ですので。それを違わぬようにしっかりと検査をこれからしていくというようなこともさせていただくこととしております。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

ほかにございますか。

(委員)

すみません。ちょっと気になったんですが、⑥の数値目標のとこで、広告チラシ等を活用する情報提供店に対する取り組み内容を書かれていますが、それに対する参考として、食の安心・安全協働サポーターに資料を送付したと書いていただいているんですけど、これは15番の食の安心・安全サポータースキルアップ研修会の開催のところで、資料提供を行っているというふうに書かれているので、私としては、これは⑮に書かれることであって、提供店に対する取り組みではないんじゃないかなって疑問に思いました。それと、⑳の数値目標のところの医薬品等の監視ですが、27年度、26年度、25年度に比べて、実績値が1080に下がっています。もしこれが、監視の効果でこれだけ少なくなっているのであれば、一文加えて説明していただけるとわかりやすいのかなというところです。

(事務局)

資料 10 ページの参考に記載のことは、おっしゃるとおり、サポーター研修のほうがよいかとも 思いますが、この数値目標の趣旨が広告チラシという紙媒体によって、インターネットに縁がな い方でも情報提供を受けることができるようにということですので、参考として記載させていた だきました。

(事務局)

23 番でございますが、こちらの件数なんですが、危険ドラッグの関係も含めておりますので、 27 年度につきましては、危険ドラッグ販売関係のインターネットサイトが減少したことに伴い、 監視件数が減少したということでございます。その辺の記載を今後含めるようにします。

(委員)

そうですね。先ほどもありました食いく先生の話で、実績が累積人数で載っていますが、その 方々の所在地なのか、拠点とされとる場所なのか、私は北部在住ですんで、北部にそういう方お られるような話を聞いたことがないので、地域別といいますが、簡単でよろしいので、ちょっと ご説明いただけたらと思います。

(事務局)

食いく先生は144名なんですけど、丹後地域では22名おられます。

(委員)

22名?

(事務局)

はい。中丹地域が32名、南丹が14名、それから京都乙訓が40名、山城が34名おられます。

(委員)

ありがとうございます。

(事務局)

丹後は比較的、水産関係の食いく先生がおられますので。水産の食いく先生は京都山城地域に は海がありませんので、すごく人気があって、京都に来ていただくことが多いんです。

(委員)

生協さんっていうのは、従来から交流して、料理を、魚介、漁師の料理をお教えさしてもらったり交流するんですけれども。こういう先生がおられるのであれば、魚だけやっとるわけなんですね、今、手前弁当で。で、こういう先生とコラボできたら、お魚も野菜もお米も含めた、そういう交流と教育ができるのではと思います。ありがとうございます。

(会長)

はい。ほかにございますか。それでは、この 27 年度の実施状況においては了承してよろしいですか。それでご指摘のあった箇所については修正、それから追加というところも事務局のほうにお願いしておきます。では、2 番目の施策の目標、まあ、来年度から始まるわけですけれども、平成 28 年度からの計画についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料ナンバー2をお願いいたします。3枚目の資料をご覧ください。左側に並んでいる1から50までが数値目標の番号でございます。その隣の列の一番上の④からスタートしているのが、前計画での数値目標の番号ですので、2つの番号が並んでいるところについては、今計画も同じような数値目標を設定しているということです。「新」と書いてあるのがあります。「新」と「○

新」がございまして、「○新」については今までやってなかったが、今回新しく実施しようとしている施策。○囲みのない「新」につきましては、これまでの行動計画には記載されていませんが、すでに京都府として実施しており、今回この計画に新しく掲載する施策です。また、年度ごとの欄を設けており、平成26年度実績、右端が平成30年度目標と書いてありまして、行動計画では、この26年度実績を現状とし、30年度の目標を掲げています。ここでは27年度実績についても見込みということで挙げています。

これを見ていただくと、例えば、上から二つ目のところで、26 実績が8、27 実績が12 となっているのに対して、28、29、30 の目標が8、8、8で並んでおります。これは次期計画策定が12 月であり、27年度が取組中であるため、26年度と同程度という考え方で8という数値目標にしています。これは上限ではありませんので、毎年の実施状況や府民の方のご意見などを踏まえて、必要な取り組みについては8を超えてでも実施していきたいと考えています。このような数値になっているところがいくつかございますけども、同様の考え方です。

では、新規の取り組みを中心に少し説明いたします。

3ページの一番上、数値目標3、食品関連事業者と連携した食の安心・安全に関する情報提供は、 チラシだけでなく、店内の掲示物やホームページ、メールマガジン等も活用させていただきなが ら連携して情報提供したいと考えています。

資料の6ページをお願いいたします。一番下の数値目標11です。これは府民に感心の高いテーマについての講演会を消費生活安全センター主体で開催するということで、新規の数値目標にしています。消費生活安全センターは食に限らず、消費生活全般を担当していますので、食のことについても取り入れながら消費生活センターのネットワークの中で取り組んでいきたいと考えています。

7ページをお願いいたします。数値目標 1 2、食の安心・安全府民大学の開講です。若年者、働き盛りの方にも参加いただけるということで考えているのが「食の安心・安全府民大学」で、会場での受講だけではなくて、それらの様子を動画などにして、インターネットで提供するインターネット講座なども計画しております。

数値目標 13、京野菜ランドなど、農産物直売所等での食農体験でございます。農産物直売所において、学ぶ、食べる、買うことのできるところを、京都府では京野菜ランドとして登録しています。そのような京野菜ランドで食農体験施設の整備や、食農体験プログラムの開発を支援することによって、食農体験を推進していきたいと考えております。

数値目標 14、食育宣言を行い、健全な食生活を送る府民ということですが、府民の方にも動いていただくというか、意思表示をしていただきたいということで、「食育宣言」というものを考えております。最終目標は 30 年度に 1 万人でございますけれども、ご覧のような年次計画としています。

8ページをお願いします。数値目標15食品表示法や機能性表示食品等に関する講習会開催です。 昨年の食品表示法の施行に伴い、機能性表示食品などが新たにスタートとしておりますので、こ のことに対する情報提供、機能性表示食品などを利用するにあたっての注意事項などについての、 講習会を食の安心・安全推進課が中心となって関係機関と連携しながら実施していきたいと考えております。

数値目標 16、「きょうと健康おもてなし食の健康づくり応援店」でございます。「減塩」「野菜たっぷり」「アレルギー表示」に取り組む、健康作りに協力いただく飲食店を増やしたく、30年度の 800 店を目指して年次計画を策定しています。

数値目標 17 の「健康ばんざい京のおばんざい弁当」の販売は、京都らしさのある健康弁当の認定、販売数を増やしていくということで、毎年 15000 食の販売を考えております。

9ページをお願いします。目標数値 18、食と健康に配慮した社員食堂などの取り組みを行う企業の推進で、壮年者層における食をとおした健康作りということで、社員の食と健康に配慮する企業を増やしたいと考えております。30年度の40の目標に向けてこのような年次計画で進めていきたいと考えております。

数値目標 19 では、ホームページ等の外国語表記による国内外の旅行・観光事業者への情報発信 ということで、3 カ月に1 回は行いたいと考えております。

数値目標の20、食物アレルギーの子、京都おこしやす事業協力施設です。これは修学旅行などで京都を訪れる子どもたちの中で食物アレルギーの子もおりますので、宿泊施設や食事提供施設において、そのような子どもたちの対応をしていただく協力施設を増やしていくことで、アレルギーの子どもたちも安心して修学旅行に来て、食事をしていただきたいと考えています。最終目標200に関しまして、このような年次計画で進めていきたいと考えております。

11ページの目標数値 21、ハラール対応のための研修会ですが、イスラム圏からの観光客などが安心して京都の食を楽しめるように、関係機関との連携ということでございます。これは庁内の関係課、観光などの担当課、あるいは、このようなハラール対応の取り組みをしている団体もいくつか出てきておりますので、それらの団体とも連携してやっていきたいと考えています。

数値目標 28 ですが、これは新規計画ではございませんが、27 年度実績 25 に対して計画が 8 となっていることをまず説明させていただきます。府内の養鶏業者はおおむね 25 ございますが、これは毎年でなくて、3 年に一度の巡回指導としていきたいと考えています。しかしながら、単に回数を減らすだけではなくて、一層に丁寧なしっかりした指導をしていくことと考えておりまして、そのほうが農家に対する指導を効率的に実施可能でありますので、目標設定としては 8 としています。

次に 16 ページをお願いします。食品表示に係る巡回調査ですが、これは今までも府内の、おおむね 300 店舗に対して調査をし、問題があるところについては改善を指導しています。これに関しては、この 4 月から京都市域での旧 J A S 法の権限が京都府から京都市へ移譲されるため、28 年度は、少し数値目標は落としております。実際には京都市との調整の中で、京都市の巡回に府が出向くケースもあるかと思いますが、その数字はカウントしていません。最終 30 年度には、京都市以外のエリアで 300 という目標を設定して取り組んでいく計画です。

19 ページをお願いします。GAP の関係です。GAP 手法の導入ということで、アとイがございますけども、アにつきましては、第三者機関が認証するGAP を目指す意欲的な農家の推進でござい

ます。イにつきましては、宇治茶 GAP というのを進めておりますので、宇治茶 GAP を実践し、安心、安全な宇治茶を供給するために目標設定をしています。

数値目標 37 は、機能性表示食品制度を活用した商品開発を進める農産物です。これは伝統野菜の中でそのような成分が確認されるものにつきまして、順次取り組んでいきます。

21ページをお願いいたします。数値目標 42、京のこだわり畜産農場の登録です。これは、農場の衛生管理の徹底はもちろんのこと、地元産の飼料や暑熱対策などこだわった飼い方をして、安心、安全で高品質な畜産物を生産されている農場を京都府でこだわり畜産農場として登録しており、それらの農場を増やし、府全体の畜産物の安心、安全を進めていくため、このような年次計画を設定しています。

23 ページお願いいたします。数値目標 47、グローバル G. A. P. など輸出対応の認証 GAP の取得 農場です。これは、なかなかハードルが高いのですが、輸出対応の認証 GAP を取得ということで、 28 年度は 1、29 年度は 2 ということで、少しずつ取り組んでいきたいと考えています。

数値目標の48。地理的表示保護制度、GIです。これは、地域独自の生産手法により、高い品質、評価されている農産物をGI登録されるものです。これにつきまして、京のブランド産品を中心に、できるところから登録をしていきたいと考えておりまして、28年度から計画的に取り組むことにしています。

49 番、農場 HACCP 制度を推進する農場指導者です。畜産農場において、HACCP の取り組みを推進するという制度がございまして、その指導者ということで28年度は9人程度の養成をしていきたいと考えています。

24 ページをお願いいたします。数値目標 50、HACCP システムの工程管理手順に着手している事業所。これは食品製造事業者でございますが、それにつきまして、着手につながるように支援、指導をしていきたいというふうに考えています。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。一番右側 24 ページの、これは指導してほしいと手を挙げられるというところを 50 にするということですか。実際にはもう取られるということですか。

(事務局)

あくまでも、着手ということでやっておりますので、きっちり 100 点満点が取れるかどうかというのは、また別の議論ということになりますけれども、着手していくということで、少しでも裾野が広がっていくよう 50、50、50 ということで 3 年間の数値目標を設定しています。

(会長)

はい。ありがとうございます。ご質問やご意見はございますか。

(委員)

京野菜ランドの説明をもう1度お願いします。

(事務局)

こちらの冊子に載っていますので、46ページをご覧ください。京野菜を始めとした京都府産農 林水産物の栽培体験などを通して学び、京野菜のメニューが食べられ、京野菜が買える直売所、 食農体験農場等の施設を京野菜ランドとして認定しています。

(委員)

いくつか質問があります。まず一つは放射性物質の検査ですが、結局検出されないので、検査をする必要があるのかという話がある中で、また同じレベルで検査目標数が入っていますが、本 当必要があるのかなっていうのがまず一つ。

二つ目は、ハラールの件で、これ非常に重要な件だと思うんですけれども、ハラールの基準っていうものが、結局まだはっきりしてないないですよね。例えば、アルコールを飲んじゃいけないのはわかっているけれども、アルコールで消毒をした調理器具を使ってもいいのか、悪いのかっていうところも意見が分かれるところです。先日、京都ハラールネットワーク協会を立ち上げて、私も理事をしていますが、まずその基準を決めないと広げられないという話もあるので、いろんな組織があっていろんなこと言い出すと、結局基準が定まらなくてばらばらになってしまうと思います。その基準作りがまず先なんじゃないかなと思うのですが、その辺をどう考えておられるのかということ。

それと、その 19 ページのこれ GAP と書いてあるのは、これは JGAP のことですか。あとでグローバル G. A. P. とか出ていましたから。

(事務局)

そうですね。第三者認証の中でも JGAP です。あとの部分についてはグローバル G. A. P. です。

(委員)

GAP っていう言葉だけで通じるのですか。GAP とは、Good Agricultural Practice が GAP でしょ? ただ GAP って書くと分野とかわらないですし、紛らわしくなってくると思います。

(事務局)

認証 GAP と書いております。

(委員)

グローバル G. A. P. も認証じゃないですか。その辺をもう少し明確に分けたほうがいいんじゃないかなと思います。

(事務局)

放射性物質の関係ですけども、資料の 18 ページをご覧願います。上のほうのところで、流通食品の関係がありますので説明願います。

(事務局)

おっしゃるとおり、放射能に関する考え方は少しずつ変わってきていると感じております。今、 衛生部局では、流通食品については、これまでどおり 200 検体を計画をしております。そして、 と畜場においては、今まで抽出でウシの検査をしていたんですけれども、28 年度からは東日本の 17 都県産のウシについてだけ検査することとしています。と畜場に来るのはほとんど近畿圏のウ シですが、東日本のウシが来るようであれば、それについては検査をする予定でおります。

(委員)

それはわかりますが、府内産の農林水産物に対しての検査というのは必要なんですか。

(事務局)

大気中の放射性物質の調査の結果を見ると、現在では影響がないので、検査の必要はないという意見も確かにあります。一方でやはり引き続き検査をやってほしいという意見もありますので、 府としては可能な範囲で検査をやっていきたいと考えています。

(委員)

いつも思いますが、流通のことに関してはやるべきだと思うんですね、まだ、安全じゃないんで。ただ府内産の検査は必要あるのですか。

(事務局)

一部の方から今年の検査結果はどうですかという問い合わせもございます。

(委員)

府内産の検査を半分にして流通検査を倍にするとか、数をそのぶん増やすとか、同じお金かけるんやったら、そのほうが内容があると思います。

(事務局)

府内産についても23、24年からすれば、かなり減らしてきております。

(委員)

何回も言っていますが、何か無駄だなと思いますので、意見として言わせていただきます。

(事務局)

多いときには放射線測定機器を2台持っておりまして、2台で検査していましたが、昨年末に そのうち借用していた1台を返しまして、現在は1台で対応しています。このように、コストは 削減しつつ検査を継続しております。

(委員)

ハラールについては?

(事務局)

ハラールにつきましては、私どもも行動計画の策定作業と並行して、私達なりに勉強いたしまして、なかなか難しい問題だとは思っております。委員のご意見も参考にしながら、研修といいますか、情報提供のレベルかもしれませんけれども、やれることから取り組んでいきたいと考えています。

(会長)

ほかにございませんか?どうぞ。

(委員)

新規のところで食育宣言を行い、健全な食生活を送っていくというのを、たくさんの数字を挙 げていきましょうと。全く推移的にこれぐらいの方というふうに思いますが、この数値をどうい うふうにカウントしていくかなって思うんです。全く違う分野ですけれども、認知症サポーター 講習会というのがあります。認知症サポーターになるためには、認知症とは何ぞやという学習会 をしたりする。そのときに参加して、それなりに勉強した人に、オレンジのリングを渡して、そ の人たちはサポーターになったという格好にしているんですけれども、そういうことで、すごく 皆さんの意識も変わるということがありまして、大変効果のあることをやっているんです。です から、いろんなかたちで学習したり、あるいは、それこそ食いく先生のお話を聞いたというよう なことも含めまして、そういう人たちにあなたはこれからサポーターですよ、あるいは、食育宣 言をした人ですよという、そんな取り組みをやったら、増えていくかなというふうに具体的には 思います。それと、もう一つは消費者団体との懇談会などを随分していただきまして、それに定 期的にやっていただいて、大変いいなというふうに思っています。で、いろんな消費者団体があっ て、その意見をいろんなかたちで聞くというのが、それなりに効果があると思います。ああ、い かんいかんと思ってらっしゃる人もあるし、そういうところで頑張っている人もあるんだなとい うのを、私なんかも一緒に聞いていながら、感じるところでもあるんですけれども。これはもう ぜひ、ちょっと広げつつ、消費者団体との懇談会は広げていっていただきたいというふうに思い ます。もう一つは、食育宣言をするその人たちと同じように学習会、研修会というのをされます けれども、先ほどの子ども食堂じゃないですけれども、小さいところで、小さい皆さんと話し合

うのもリスクコミュニケーションの一つのやり方だと思います。本当に大勢を寄せ集めて講演をするというだけではなく、いろんなところへ出向いて、出前講座のような形式でやってらっしゃいます。例えば、食品表示の話をしに行った場合、その中でわからないことをディスカッションできるというようなことがありますので。今いろんなかたちで、カフェとか、小規模のコミュニケーション形態というのが地域で起こってきています。こういうコミュニケーションのとり方っていうのを取り入れながらの学習会を、ぜひしていただきたいなと思います。これまでから、研修というのに、現場を見て、そしてさわって、食べてというのが本当に大事なことだよっていうようなことをずっと言ってきていますけれども、それも続けつつ、本当に小規模のところでも話し合いができるという、そういう機能を持った学習会というのがぜひ必要なんだと思います。壇上からしゃべって、そして質問ありませんかというだけではなかなか話したほうの人たちも何がどこで引っかかっている、あるいは、納得したっていうことがちょっとわかりにくいというふうに思いますので、そういう手法というのはぜひぜひ今後、取り入れてっていただきたいなと思います。

(会長)

はい。それと、今のことに関連してですけれど、何かイベントのようなかたちを考えておられるんですか。

(事務局)

イベントということが大事です。

(会長)

どういうふうにされるのですか。

(事務局)

イメージはですね、今、ちょっと別のところで検討いただいたところですが、SNS の Facebook を使うイメージです。で、京都府っていうことではないんですけれども、宣言をさせていただいて、それに対して府民の皆さんからカウンター宣言をしていただく。で、それはどんなものでもいいんですが、例えば、何とか小学校3年3組は、給食はもう残さないよみたいな宣言で。そして1週間たち、1カ月たって、1カ月の何か写真を撮っていただいて、Facebook に載せていただいて、ちゃんとわれわれは目標を達成しましたみたいな写真をそこに掲載していただければ、みんなで「いいね!」で応援できる。それ個人でやっても、団体であってもいいんですけれど、そういう宣言を掲げていただいて、何らかの行動をしていただく人を1万人程度確保したいなと。それをみんなで応援したいなと、そういう考え方です。

(会長)

はい。ほかにございますか。

(委員)

数値目標の3番で、食品関連事業者と連携した食の安心・安全に関する情報提供が年での回数とありますが、これは、これまでの広告チラシ等を活用する情報提供店っていうかたちでの事業はこういうふうに先ほどご説明があったかと思うですが、そのそもそも広告チラシ等を活用する情報提供店というところで、これまでも月2回ずつの情報提供をされてたから、この26年度実績ですとか、27年度実績の回数がカウントされているのかという確認をさせていただきたいです。そもそもチラシ等を活用されていたというのは、やはりインターネット等を利用しない府民に対する情報提供の機会としてということを意識されていたと思うんですが、いろいろかたちを変えて、今見ると、ホームページやメールマガジンとタイアップというところになっているので、そういう情報がどれだけそもそも思ってらっしゃったところに意識が届くのかなっていうのが気になります。また課題のところで、業種別団体と効果的な取り組み方法について検討するというものがありますが、そういう業種別団体等にアクセスされる方というのは、そもそも意識の高い方だと思うので、そういうところにアクセスできない方々への情報提供の機会というものをもう少し考えていただけたらなと思います。もちろん、SNSとか、新しいツールを使われるのも大事だと思うんですけれども、それだけではどうかなと。

(事務局)

すみません。先ほどの食育宣言でちょっと落としましたけれど、今 SNS のことに限っていいますと、小学生は使っちゃだめだと、SNS は。それにもかかわらず、私は3年3組っていいましたけれど、そういうようなのは申し訳ないけど、学校の先生からちょっと紙媒体で、あるいは、そこで議論してるのは、そういうインターネットを使わないご高齢の方もおられますので、そういった方には紙ベース、ファクスでもいけるような仕組みは今考えたいなとは思っています。

(事務局)

広告チラシの関係で業種別、団体というふうに書いておりますのは、団体として取り組んでいただくというだけではなくて、団体を通じて、そこに入っておられる個々の事業者の協力も得ていきたいなというふうに考えているところです。

(委員)

目標数字自体はそもそもだから、これまでもそういう情報発信を、年に 24 回されているという 認識でよろしいですか。

(事務局)

これは府のメールマガジンの発行回数ですので、メールマガジンの発行回数イコール、広告チラシとして掲載していただきたい情報の発信回数になっております。

(会長)

だから、具体的にはタイアップの中身にちょっと偏りが予想されるということで、やはりそれだけでは府民全体には行き渡らないということなので、ちょっとそこの部分も配慮しながら進めていただきたい。

(事務局)

ご意見のとおりメールマガジンだけでなく、食品関連事業者の協力も得て、他の方法による情報提供にも取り組み、具体的な方法については、この審議会でも報告していきたいと思っております。

(会長)

よろしくお願いいたします。ほかにございますか。それではひとまず、この次年度の施策の目標という、資料によって示されている部分の一部、説明をもう少し加えていただいきたいのと、それから趣旨をもう少し明確にしていただきたいというご意見も出ましたので、事務局のほうで修正などをしていただきまして、この施策の目標については承認してよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(会長)

それではありがとうございました。それで、本日の協議事項、二つについてはご承認いただきましたので次、報告事項に移らしていただきます。では、順番に事務局のほうからご説明をお願いします。

(事務局)

では、食品衛生監視指導計画の関係は生活衛生課から説明いたします。

(事務局)

報告事項ということで、資料のナンバー3の(1)、一番最初でございます。平成28年度京都 府食品衛生監視指導計画案につきまして説明をさせていただきます。この監視指導計画は、食品 衛生法の第24条の規定により毎年策定しており、この審議会でも報告をさせていただいとるもの でございます。 まず1ページ目の内容でございます。28年度の監視指導計画に対する意見とそれに対する府の考え方を1枚にまとめさせていただいております。この監視指導計画案を作成いたしまして、今年2月1日から2月の29日までの間、ホームページで意見募集をし、そしてさらに、2月の5日に消費者団体さんの方と一緒に意見交換会をさせていただいております。そういったときのご意見とかをまとめたものがこの1枚でございます。中身といたしましては、HACCPの導入推進への意見、また食品衛生の充実強化、リスクコミュニケーションの充実強化、放射性物質検査の迅速な公表、アレルギーへの対応というようなことが要望として挙がってきております。それにつきましては、すべて対応できているかということは、なかなか申し上げられませんが、今後とも関係部局と連携して、できる限り対応してまいりたいというふうに考えております。

そして2ページ目以降が今回の計画でございます。内容的には総論的なことが大半でございまして、主に食中毒対策などがメインになっております。一番メインになりますのは、17ページにございます食品等検査計画ということで、1年間で750検体実施する予定でおります。この計画につきましては、先ほど説明させていただいております食の安心・安全行動計画というものと当然かぶっており、そちらのほうにも記載させていただいております。

あと我々が28年度にどのようなことを進めていくかということで、一番重要視しておりますのが、HACCPの普及推進でございます。27年度からスタートしておりますが、事業者さんの中でHACCPを進めていくリーダーを養成するようなセミナーの開催や、実際に事業者さんと保健所が協力して、HACCPを一度やってみようということで実証をしていただき、それに必要な支援をしていこうというようなことで、28年度につきまして続けて実施していくことを予定おります。検査につきましては先ほど言いましたように750検体でございますが、28年度も継続して実施していく予定でございます。

それから食中毒の関係でございますが、資料で少し付けさせていただいております。39ページから40、41、42ページになります。食中毒の発生状況というところで、今年に入りまして2件発生がございました。両方ともノロウイルスによる食中毒でございまして、一つ目が2月9日に学校の食堂で発生しております。もう一つが3月11日に、これもある食堂でノロウイルスによる食中毒が発生しております。昨年の状況を申しますと、全部で8件出ておりまして、ノロウイルスが4件、カンピロバクターが2件、サルモネラが1件、で、不明というのが1件というような状況でございます。やはり食中毒対策、国の統計などを見ましても、ノロウイルスとカンピロバクターが多いという状況でございますので、われわれもやはりノロウイルスとカンピロバクターを重点に対策を進めたいと考えております。食中毒の予防の三原則と言いましても、特にノロウイルスは難しいところはありますが、注意喚起と啓発を丁寧に続けていこうという考えでおります。簡単ではございますが、以上監視指導計画の内容につきましては説明を終わらせていただきます。

(事務局)

資料の21ページにお戻り願います。廃棄食品の不正流通に関する今後の対策について、これは

国の資料でございますが説明させていただきます。まず今年の1月に食品事業者で廃棄されました食品廃棄物が、食品として流通してしまったという案件でございます。これにつきましては左側にございますように、廃棄物処理に係る課題というものと、その下、食品の取り扱いに係る課題ということで2点がございます。廃棄物処理に係る課題につきましては、本来廃棄されるべきものが不正に転売されたということ。食品に係る課題は、不適切な食品が流通してしまったということでございまして、国のほうではその右にありますように、環境省、農林水産省、厚労省、消費者庁というところで対策が取られているというところでございます。22ページから25ページのようなかたちでということでございます。これを受けました京都府の対応のうち、環境部で実施されているものについて、環境循環型社会推進課のほうから説明いたします。

(事務局)

今回の廃棄食品の転売の事案については、食の安心・安全という観点はもちろんですが、行政 の立場からしましても、産業廃棄物の処理業界の信頼を揺るがすような大きな問題と捉え、国に おいても京都府においても対策に取り組んでいるところでございます。

資料の26ページは、環境省の広報発表の資料でございまして、今回の事案を受けて環境省は、全国の自治体に対して、動植物残渣を扱っている産業廃棄物の処分業者に立入検査をするようにとの要請を行いました。京都府でも1月25日から府内の13事業所に立入検査を行いました。全国には約1800社ございまして、その後にすべて立入検査を行ったところ、特に転売等疑わしいものは確認されませんでした。ただ、この1800件について疑わしいことありませんでしたが、今回の愛知県の案件がその1800分の1だったかというと、必ずしもそうではありません。立入検査だけではつかみきれない部分もあるだろうということで、先ほどの資料にもありましたけども、環境省では、電子マニフェストの強化等の対策を行うような方針を立てているところでございます。

次に京都府での実施事項と今後の実施計画ですが、まず資料29ページのチラシをご覧ください。 このチラシは生活衛生課と連携し、2月下旬に3回開催したHACCPセミナーで配布したものでご ざいます。このチラシには食品製造業者が産業廃棄物処理を委託する場合に、どのような責務が あるかということを記載しております。要するに、委託した場合に、その処理がきちんとされて いるか現場で確認するようにということでございます。

次に30ページでございます。こちらが来年度、28年度の資料として取り組む食品廃棄物等適 正処理指導強化事業についてでございます。150万の予算がついておりまして、処理業者向けの 対策、排出業者向けの対策の二つがございます。処理業者向けの対策としましては、立入検査の 実施ということで府内に13箇所ある食品廃棄物の処理事業所については年2回行くこととして います。それ以外の事業処理業者につきましても食品業界での転売が考えられるので、すべての 事業所について立入検査を実施するということでございます。排出事業者向けも、いわゆる食品 製造業者に向けての対策としましては、まず多量排出業者、つまり年間1,000トン以上産業廃棄 物を排出する事業所が府内に15ほどありますが、この15事業所については立入検査を行いまし て今回の事案を受けてどんな対策をしているかというところを確認しながら、必要に応じて指導 を行っていくということでございます。

最後に適正処理のためのマニュアル配布・講習会の実施ということでございまして、適正処理 のためのマニュアルを今現在作成中でございます。おおよそ内容は固まっており、3月17日に編 集協議会を開催し、そこで頂戴したご意見等踏まえまして、できるだけ早期に確定しまして、年 度明けのできれば4月中を目処に作成し、順次配布していく予定でございます。以上でございま す。

(事務局)

31ページからですが、今の事案で改めて食品ロスがわが国で問題になっていることが明らかに なってまいりました。31ページの表はそれぞれの段階での原因、あるいは対策について書いたも のでございますけれども、国際連合食糧農業機関が2011年に全世界で全食糧の3分の1、13億ト ンが実は捨てられているという報告書を出しております。それほどに食品ロスは多いということ でございます。 広く取りますとこの表の上、農林水産物の生産段階で、たまに季節によってニュー ス等で、過剰に生産された農作物が畑にすき込まれてるようなシーンが映りますけれども、そう いったものも含めて食品ロスです。家畜伝染病によって家畜を殺処分することも当然食品ロスに あたりますし、加工流通段階では例えば、ここに原因のところに印字ミスと書いてございますけ れども、食品回収の50%が実は印字ミスによるものと言われております。そういったものをしっ かりと先ほど申しました信頼食品登録制度などを活用して極力なくしていくことが重要だと言わ れております。また消費段階では買いすぎ、あるいは賞味期限の確認漏れ。これはそれよりも以 前の問題として賞味期限、あるいは消費期限、そういった言葉の意味合いをしっかりとご存知で ないということも含めてだろうと思います。あるいは、調理力が低下しているということも含め て食品ロスが増えているというように言われております。これは参考ですが、33ページを見てい ただきますと、生産段階はともかく、これは農林水産省のほうの資料でございますけれども真ん 中より右ですが、いわゆる食べられるのに捨てるもの、可食部分として考えられる食品ロスが年 間で500~800万トンあるということでございまして、お米の生産量にほぼ匹敵するような量が人 間が食べず捨てられているということでございます。ちなみに、エコフィードという言葉で捨て られる食品を、家畜の餌として活用するというような取り組みは片方で進んでおります。そういっ たものにつきましては今のところ、人が食べてないということで統計上は食品ロスに含まれると いうような解釈がされております。

34ページ、これもこんなことがありますということなんですけれども、いわゆる3分の1ルールというのがございまして、例えば賞味期限6カ月間の加工食品があるとして、メーカーからスーパーに卸されるまでは2カ月間、つまり2カ月を経ったものについてはもうスーパーに卸せませんよと。次、店頭での販売は6カ月のうちの4カ月が経ったものは撤去されますよというようなことが、商習慣としてあるようでございますけども、そういったものにつきましては国のほうで各団体の方々と今、少しでも有効に活用できるようにというようなことが議論されているというようなことをお聞きしております。こういったことを受けまして、ここには書いてございません

けども、京都府でも来年度から京都府の食品ロス削減に向けた府民会議というものを立ち上げま して、いろんな段階での食品ロスを減らす取り組みを進めていくということで今現在考えており ます。以上です。

(事務局)

では、35ページをお願いいたします。リスクコミュニケーションの計画の案でございます。現時点で考えている内容を報告させていただきます。リスクコミュニケーションにつきましてはここに書いてあるように大きく四つの分類で合計 15 回開催をしたいと考えております。一番最初は国と連携したリスクコミュニケーションということで、食品安全委員会や消費者庁などから専門家に来ていただいて、話を聞くといった内容にしたいと考えております。テーマにつきましてはここに書いておりますけどもアンケートなどで関心の高い、食品添加物、偽装表示、それから TPPのからみで今後関心が高まることが予想されます遺伝子組換えなどをテーマに考えております。

それから別紙ということで36ページお願いいたします。国との共催で行う意見交換会についてはこういうイメージで考えております。時期的には夏頃で、開催規模は50人から100人。参加者につきましても若い世代など今後普及といいますか、知識がいろんなとこへ伝搬していくということを期待できる府民層を集めたいというふうに考えております。それにあたりまして学校関係者とか青年組織などに働きかけていきたいと考えておるとこでございます。内容につきましては(1)のリスクに関する基礎知識等の提供のあと(2)にありますように参加者の理解が深まるような運営、グループ討議などを行い、その後全体討論というかたちで進めていきたいと思っております。27年度の食品安全委員会ではこういうふうなテーマでやっておりますのでこの辺も調査しまして、より有効なリスクコミュニケーションを開催していきたいというふうに考えております。

戻りまして35ページの②をお願いします。ターゲットに応じたリスクコミュニケーションということで比較的小規模な20人から30人規模で、ご覧のようなターゲットに対して少食による痩身問題、生活習慣病対策、食品添加物、健康食品といったテーマで開催したいと思っております。講師は府団体や関係団体から派遣して実施していきたいというふうに考えております。これは単なる座学というものではなくて、先ほど委員からありましたように、膝を交えてというようなことも、実施にあたり考えているところでございます。③については振興局で、これは市町村でも実施していただきたいということで、振興局と市町村が連携して実施するほか、出前語らいの要請があったところにつきましては、極力対応していくような考えでおります。

37ページお願いいたします。食品表示法に係る周知、啓発ということでございます。昨年の4月に食品表示法が施行されまして5年間ということで、32年の3月までの経過措置期間となっております。この期間中にしっかり周知していくということでございまして、4の実施回数にありますように消費者向け、これは表示をしてもらうというか表示を読み解いていただくという観点で、各年5回程度開催したいと思っておりますし、事業者向けにつきましては、食品産業協会などの協力をいただきながら、4カ年で一回りと書いておりますが、できるだけ前倒しで早く対応

していただけるような啓発をしていきたいと考えているほか、記載されているような団体の協力 を今後得ていきたいと思っているところでございます。

38ページの下で27年度、今までやった状況を掲げさせていただいております。このようなかたちで実施しているのを延長して、頑張ってやるという考えでおります。

次に資料 43 ページのところで、府民の健康づくりの推進に向けてということで、健康対策課の ほうからお願いします。

(事務局)

資料 43 ページをご覧ください。ローソンと京都府、京都府市長会、町村会との四者協定を1月19日に締結いたしまして、広報資料を添付させていただいています。なぜローソンかということですが、今年度開催した企業向けの講演会に、ローソンの方を講師としてお招きしたときの打ち合わせで、マチの健康ステーションとして健康づくりにかなり力を入れている、ローソンさんのほうから京都府と何か一緒にできることがあれば、というご提案をいただきまして、この四者協定を締結する運びになりました。今後は京都市を含めた府内市町村から、実施したい取り組みを提案いただきまして、それに基づいてローソンさんと実施の可能性等について協議をし、28年度にできるところから、例えば検診受診率向上のためにローソンさんの駐車場を借りて検診を行ったりですとか、健康増進に役立つような商品を、コラボ企画したりするといったことを進めていきたいと思っています。以上です。

(事務局)

では、45ページお願いいたします。放射性物質に関するリスクコミュニケーションということで、先ほどの実施状況の報告でも挙げた内容でございます。「福島の今を語る」という方に来ていただき、福島での取り組み、食品加工事業者の実施状況などを聞かせていただいたあと、試食も取り入れて交流をしたという内容でございます。45ページ46ページのとおり、2回開催いたしました。

47ページにつきましてはくらしの安心推進員のスキルアップ研修ということで、このようなかたちで開催したということになっています。

48ページは食の安心・安全フォーラムということで信頼食品登録制度やブランド野菜の栽培されている農家の方に、安心・安全の取り組み状況を報告していただいて、消費者と交流していただくという取り組みで、本年度は1月30日の土曜日に開催しました。28年度については実施方法、場所などをより工夫する必要があるなということで検討会を開催したところでございます。

49 ページでございます。これはホームページを見やすくということで、最初の方で報告しましたが、実際「食の安心・安全きょうと」につきましては、食の安心・安全に関する情報を一元化することで、より見やすくなったのではないかということでございます。テーマごとにバナーを設定しております。

最後に57ページ。食の安心・安全アンケートの実施についてでございます。これは毎年ほぼ内

容を踏襲しながらやっておりまして、今年につきましてはくらしの安心推進員だけでなく、インターネットを通じて幅広く府民の方の回答をいただくべく、お知らせに頑張っているところでございます。この結果については5月ぐらいにはまとめられると思いますので、次回の審議会に報告をするなり来年度事業の展開にあたっての参考にしていきたいと考えています。報告は以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。ちょっとさまざまな内容でご報告いただきましたが何かお気づきの点がありましたら、どうぞ。

私から一点、35ページの28年度の計画案のところで、ターゲットという単語ですが、こちらの思いはそれでいいんですけれども、これにされる立場側からすれば、漢字の「対象」とか、そのほうがいいのではないないかと思うんですけど。

(会長)

それからいくつかその単語を使っておられますが、ちょっとそれが気になりました。

(事務局)

修正させていただきます。

(会長)

今、例えば京都府のいろんな講演会や語らいをやられていますが、数年前にはその評価という ところで、対象者がどういうふうに学ばれたか感想やアンケートを取るという話がありまして、 ここにも書いてありますが、何か統一した様式、評価表みたいなものはないんですか。

(事務局)

何かやるたびにアンケートは取ってありますが、そういう評価表みたいなものは作っておりません。

(会長)

だから大体はこういう報告の場合には、参加者のアンケートの主な意見というので、大変おほめの言葉がいっぱい並ぶんですけれど、もう少し何か具体的なものが、あるいは評価として 10 点満点でこれは何点ぐらいだったかとか、そういうものも今後必要になるかも知れないですね。大学の場合には学期終わるごとに、科目ごとにみんな評価されて点数と、自由意見が出てくるんですよ。それで教員個人の科目ごとの点数が 5 点満点で。やりっ放しというのは最近は通用しないということもありますので。今後そういうところも必要になってくるのかなと思います。

(事務局)

いろいろ協議をする中で反省点があるなというときには、また再度集まって意見交換をしたり していますが、やり方を工夫したいと思います。

(委員)

36ページの食品安全委員会と共催で行う意見交換会っていうのがありまして、これは初めてのことですか。

(事務局)

食品安全委員会から来ていただくことはございましたけども、共催というかたちでやったこと は今まではなかったと思います。

(委員)

そうですか。食品安全委員会のほうがやりたいよというかたちで申し入れがあったんですか。

(事務局)

各都道府県に対して食品安全委員会が共催でやりませんかという働きかけをしています。それ に応えていきたいと考えています。

(会長)

それでは本日予定しました時刻が迫ってきましたので、報告事項についても承認ということであります。それでは事務局のほうにお返しします。